相続財産管理人の選任中更正

平成２４年（家）第６３４号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
１　主文　当裁判所が平成24年10月29日になした相続財産管理人の選任審判中、被相続人の最後の住所が「埼玉県草加市柿木町712番地」とあるのを「埼玉県越谷市瓦曽根１丁目12番６号」と更正する。
２　審判年月日　平成24年12月21日
さいたま家庭裁判所越谷支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第９５０号

北九州市小倉北区京町３丁目15番15号辰巳ビル７階
申立人　岡部　友和
本籍北九州市小倉北区大字城野361番地、最後の住所北九州市小倉北区東篠崎２丁目６番８―301号
不在者　梶原　　弘
昭和18年９月28日生
公示催告期間満了日　平成25年８月11日
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２４年（家）第２４０９号

大分市東浜２丁目19番21号県営Ａ１―103号
申立人　宮﨑美津子
本籍大分市大字三芳457番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　宮﨑　　保
昭和３年３月６日生
公示催告期間満了日　平成25年７月29日
大分家庭裁判所

平成２４年（家）第７２号

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根278番地
申立人　玉城南海子
本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字玉城41番地、最後の住所不明
不在者　平良　洋志
昭和15年４月５日生
公示催告期間満了日　平成25年７月28日
那覇家庭裁判所名護支部

平成２４年（家）第７３号

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根278番地
申立人　玉城南海子
本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字玉城41番地、最後の住所不明
不在者　平良　克英
昭和17年５月10日生
公示催告期間満了日　平成25年７月28日
那覇家庭裁判所名護支部

失 踪 宣 告

平成２４年（家）第５２号

本籍石川県小松市八幡町53番地、最後の住所石川県石川郡松任町字西新町85番地
不在者　牧　　信一
昭和13年12月４日生
平成24年12月28日失踪宣告審判確定
金沢家庭裁判所小松支部裁判所書記官

平成２４年（家）第５３号

本籍石川県小松市八幡町53番地、最後の住所石川県能美郡湊村カ107番地
不在者　牧　美之吉
昭和15年３月29日生
平成24年12月28日失踪宣告審判確定
金沢家庭裁判所小松支部裁判所書記官

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第３号

宮崎市源藤863番地22
債務者　株式会社ＴＯＲＩＡＥＺＵ
主文　すべての債権者は、本件破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年１月11日　　宮崎地方裁判所民事部

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第３号

宮崎市源藤町源藤863番地22
債務者　株式会社ＴＯＲＩＡＥＺＵ
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　金丸　由宇
平成25年１月11日　　宮崎地方裁判所民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５７２号

新潟市西蒲区巻甲4083番地１
債務者　株式会社古木工業
代表者代表取締役　古木　　茂
１　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水内　基成
４　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号

兵庫県加東市森尾15番地
債務者　株式会社前田石油店
代表者代表取締役　前田　一彦
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　泰文
４　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２２号

宮城県大崎市鳴子温泉字田中31番地18
債務者　中鉢　隆雄
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　成人
４　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年３月21日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５２５号

鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目28番１号　小森園ビル401号
債務者　井手　友秀
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辰田佑一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年２月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５９７号

神奈川県厚木市上古沢1702　介護老人保健施設さくらサテライト内、住民票上の住所神奈川県厚木市上落合690番地１　フジハイツ103
債務者　玉置　貴美
１　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三川真由美
４　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部